

農業委員会だより うえだ

題字：農業委員会長

平成21年度号

第4号

平成21年12月16日

発行人／上田市農業委員会

会長 佐藤邦夫

編集／農業委員会だより

編集委員会



菅平高原のレタス

冬の便りが届き、根子岳、四阿山の裾野に展開される高原の豊かな自然条件を活用した、レタス栽培も終了の季節となりました。

レタス作りも近代化により、合理的かつ機械的になつてから久しい。それに従い産地間競争が全国的規模になり、歴史ある菅平も特色ある産地として、生き残りを賭け更なる意欲的取り組みが必要です。菅平には幸い多くの後継者が居ることは心強い限りです。

また本年はエルニーニョ現象による異常気象が、品質のばらつき、腐れの発生、泥との格闘など出荷作業に多くの支障をきたしました。

輸送先は京浜市場を中心全国に及びますが、予冷技術を充実させ高品質を保持し、「菅平ブランド」として定着するように日々努力しています。

今後の課題は、レタス専作化により地力維持が困難にならないような土壤管理が必要です。そして新たな土地が必要となる時が来ると想いますが、観光地としての産業連携も大切な事でしょう。

農業委員 桜井 昭雄

御挨拶

上田市農業委員会長 佐藤 邦夫

上田市の農業委員は、本年七月任期満了による改選となり、四十七名の農業委員が誕生を致しました。農業委員会は関連法で「農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与する…」とされており、この目的達成の為に設置されている機関であります。

それだけに農業委員への就任は、身の引き締まる思いであります。更に今回も前回に引き続いて上田市会長及び上小・長野県農業委員会協議会長の拝命を受けました。課題の多い時だけに關係の皆さんの御支援を、心からお願ひ申し上げます。

さて私ども農業委員として最も基本とし堅持している法律、農地法が改正になりました。農地解放以来の大改正と言われていますが、その主なものが「農地は所有者の物」としていた基本を、所有から利用へと軸足を移した事にあります。皆さんも御存知のように、手不足等から農地の荒廃化が社会問題となる中、食料の自給率の向上などを実現するための切り札としての大変革と受け取れます。この事に付いては専門家などから改正農地法の問題点の指摘も在りますが、農業委員会の業務に照らしてみますと、その農業委員業務が今まで以上に増大するとされており、成り行きが注目される所です。ただ現在、政省令が明確になつておませんので、詳細は定かではありません

せんが、年内にもその全容が明らかになつてくるものと思われます。

また今夏実施された国政選挙の結果

農業を中心の政権が誕生しました。農業に生業を持つものとしては、この法改正も政権交代も、大変深い関心事です。農家経営に携わる者にとって将来安心して農業が営める方向になる様、農政ビジョン確立を望みたいものです。その為に農業委員は、農業現場の声を携え、農家の先頭に立つて、為政者に届ける役目を果していかなければならぬと思っております。

さて当市は、十九市に先駆けて、農地転用許可権限の委譲を、県知事から受けました。荒廃地問題ではその実態調査を基に国庫補助を受けた農地再生事業に取り組み始めました。しかし、課題は多くあります。今後も行政機関や関係団体の皆さんと連携を深めながら農業委員全員が一丸となって、地道に職務の遂行を図つてまいります。どうぞ皆で農村地域を守ると言う信念の基、農業委員に重ねて御協力ををお願い申し上げ、御挨拶と致します。

市長に平成二十一年度建議書を提出



農業委員会では、十一月十七日、農業者が意欲と希望を持ち農業に取組める環境つくりができるよう市長に建議を行いました。

建議事項要旨

- 一 集落営農の推進と担い手について
- 二 新規就農者の確保・育成について
- 三 地産地消の推進、食農教育の充実について
- 四 米粉用米作付け拡大計画の明示と財政支援策
- 五 有害鳥獣駆除人員の充実
- 六 中山間地域の活性化について
- 七 農業振興施策について
- 八 農地法の改正への対応と農業委員会の体制整備の充実について
- 九 國・県への要望について
- 十 有害鳥獣駆除対策について
- 十一 農地法改正への対応と農業委員会の体制整備の充実について
- 十二 農地法改正に伴う業務量増加に対し体制整備と予算の確保
- 十三 山林の荒廃化による農業への被害対策
- 十四 農業機械の共同利用施設
- 十五 菅平地区の農地造成への継続的取組み
- 十六 キノコ農家の継続的支援
- 十七 農業振興地域整備計画の秩序ある計画
- 十八 農業振興地域整備計画の秩序ある計画
- 十九 農地法改正に伴う業務量増加に対し体制整備と予算の確保
- 二十 公正・公平な貿易ルールの確立への取組み
- 二十一 約束の国内生産への影響を抑える
- 二十二 設置費用と維持管理の助成
- 二十三 防護柵設置への財政支援継続の強化
- 二十四 水力発電を利用した電気柵の調査実験

- 一 集落営農の推進と担い手について
- 二 新規就農者の確保・育成について
- 三 地産地消の推進、食農教育の充実について
- 四 米粉用米作付け拡大計画の明示と財政支援策
- 五 有害鳥獣駆除人員の充実
- 六 中山間地域の活性化について
- 七 農業振興施策について
- 八 農地法の改正への対応と農業委員会の体制整備の充実について
- 九 國・県への要望について
- 十 有害鳥獣駆除対策について
- 十一 農地法改正への対応と農業委員会の体制整備の充実について
- 十二 農地法改正に伴う業務量増加に対し体制整備と予算の確保
- 十三 山林の荒廃化による農業への被害対策
- 十四 農業機械の共同利用施設
- 十五 菅平地区の農地造成への継続的取組み
- 十六 キノコ農家の継続的支援
- 十七 農業振興地域整備計画の秩序ある計画
- 十八 農業振興地域整備計画の秩序ある計画
- 十九 農地法改正に伴う業務量増加に対し体制整備と予算の確保
- 二十 公正・公平な貿易ルールの確立への取組み
- 二十一 約束の国内生産への影響を抑える
- 二十二 設置費用と維持管理の助成
- 二十三 防護柵設置への財政支援継続の強化
- 二十四 水力発電を利用した電気柵の調査実験

農地法が改正されました

今年、「農地法等の一部を改正する法律」が六月二十四日に公布され、十二月中旬から施行されます。

新しい法律では、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るために重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図ることともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進することを目指しています。

① 農地転用許可の拡大

許可不要であった、病院、学校等の公共転用も許可の対象となりました。

② 違反転用に対する罰則強化

県知事及び上田市農業委員会長による行政代執行制度が創設されるとともに、罰則の強化（罰金額の引上げ）がされました。

③ 農用地区域の除外が厳格化

農用地区域内の農用地（青地）については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼす恐れがある場合、同区域から除外できなくなりました。

④ 農地相続の届出

相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要になりました。

⑤ 農地の所有者等の責務

農地を有する方は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法に明記されました。

⑥ 農地貸借の緩和等

○農地の貸借については、農地を正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付した上で、地域の農業者との適切な役割分担や経営の継続性・安定性が見込まれる「農業生産法人以外の法人」「農作業常時従事者以外の個人」にも、権利が設定できるようになります。

⑦ 農地利用集積円滑化事業の創設

○農地の相続税納税猶予制度が見直され、農地を他の人に貸した場合でも、適用が受けられるようになりました。（市街化区域内農地は除く。）

○届出用紙は、農業委員会事務局及び地域自治センター産業観光課にあります。施行日以降に農地を相続された方は、届出が必要となります。

⑧ 遊休農地対策の強化

農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導・勧告を行うことになります。農業者等が遊休農地である旨を農業委員会に申し出ることができます。所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る処置等が新たに設けられました。

⑨ その他の改正

○民法により二十年以内とされる農地の賃貸借の存続期間が五年以内となりました。

○標準小作料制度は廃止されますが、地域における賃貸料の目安とするため農業委員会が農地の賃貸料の提供等を行うことになりました。

○「小作地」「小作農」等の用語が見直されました。



～国が支える有利な公的年金～

農業者年金に加入しましょう

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

☆積立年金です。

☆税制上の優遇が受けられます。

☆農業の担い手には保険料の国庫補助（政策支援）があります。

詳しくは 農業委員会事務局（TEL 22-4100 内線 1492）までお問い合わせください。

■農業に役立つ情報満載

全国農業新聞

発行日：毎週金曜日 購読料月額 600円

お申し込みは、地区の農業委員・農業委員会事務局 23-5466

又は丸子 42-1037 真田 72-4330 武石 85-2828 の各地域事務所へ

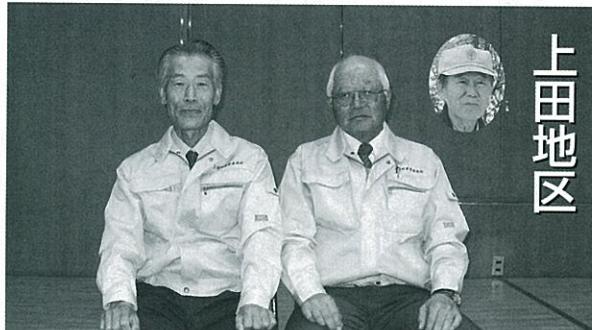
農業委員会紹介

平成 21 年 7 月 20 日から 3 年間農業者の代表として活動しています。
地元農業委員にお気軽にご相談ください。

氏名	役職	担当部会	担当地区
大田垣清彦	地区審議会長	農政部会	塩尻・秋和
清水一郎	農地部会長	農地部会	旧上田・常磐城
矢島 隆男		振興部会	国分・蒼久保・岩下・大屋

上田地区審の課題

- 相続した不在地主による農地の荒廃化
- 農業用水路未整備のため借り手がいない農地の増加
- 後継者不足と従事者の高齢化



氏名	役職	担当部会	担当地区
佐藤 邦夫	会長	農地部会	古里
柴崎 義和	農政部会長	農政部会	殿城・漆戸・宮之上・森・大日木・長入
土屋 伊旦		農政部会	神科上田・住吉一部
箱山 敏明	地区審議会長	農地部会	町吉田・中吉田・下吉田・林之郷・小井田
邑田 庄治		振興部会	住吉一部・上野
中村 節子		農政部会	【農業共済組合】
中曾根敬子		振興部会	【議会】

上田東地区審の課題

- 豊里上ノ原地区的遊休荒廃農地解消への対応
- 神科地区的都市化（スプロール化現象）と農業振興
- 有害鳥獣被害対策への対応

氏名	役職	担当部会	担当地区
上野 洋一		農政部会	福田・吉田・半過
小林 軍治		振興部会	小泉（半過除く）
鈴木 誠一		農地部会	岡・浦野・越戸・仁古田
手塚 勝実		農地部会	中之条・御所・諫訪形・小牧
中村 光次		農政部会	上田原・築地・下之条・神畑
西澤 道夫	振興部会長 地区審議会長	振興部会	室賀
中村 力		振興部会	【土地改良区】

川西地区審の課題

- 果樹園や中山間地（須川地区等）の田畠への担い手・後継者対策
- 山沿いの農地は鳥獣の被害が多くまた、松喰虫被害も広がっているため農業への被害対策



氏名	役職	担当部会	担当地区
荒井今朝雄		振興部会	別所温泉・手塚・山田・野倉
奥谷 和雄		振興部会	上小島・下小島・保野
窪田伊佐雄		農政部会	古安曾
黒澤 宣夫		農地部会	富士山
小林 達		農地部会	十人・前山・新町
小林 憲和		農政部会	五加・上本郷・下本郷
前島 五男		振興部会	舞田・中野・八木沢
曲尾 善徳	地区審議会長	農地部会	下之郷
芳坂 栄一		農地部会	【農業協同組合】

塩田地区審の課題

- 一年遊休荒廃地にすると雑草地になり、二年目には草丈が 60 センチメートル以上に、三年目には雑木発生
- 大切な農地しっかり管理しよう

氏名	役職	担当部会	担当地区
草間 政幸		農政部会	東内
齋藤 統康	地区審会長	振興部会	平井・西内・鹿教湯温泉
高藤 良男		農地部会	上丸子・腰越
依田紀久枝		農地部会	【議会】中丸子・下丸子

丸子地区審の課題

- 有害鳥獣による被害、耕作者の高齢化等により増大する荒廃農地の解消
- 農業後継者、新規就農者への支援、また行政からの助成を働きかける



氏名	役職	担当部会	担当地区
出浦東洋雄		農政部会	長瀬
鷹野 忠司		振興部会	塩川一部
滝沢 信幸		農地部会	藤原田・塩川一部
中山 昭董	地区審会長	農地部会	御嶽堂
吉池袈裟保		農政部会	生田

丸子北地区審の課題

- 耕作者の高齢化、担い手不足により遊休荒廃地が拡大している農地の解消と有効活用
- 陣場地区ぶどう畑にワイナリーの建設等農業を通しての活性化の推進

氏名	役職	担当部会	担当地区
伊藤 忠治	会長代理 地区審会長	農地部会	菅平高原
大塚 卷雄		農地部会	長(北東部)
桜井 昭雄		振興部会	本原(西部)
高寺 政一		農地部会	本原(東部)
橋詰 信幸		振興部会	傍陽(西部)
半田 紀吉		農政部会	傍陽(北東部)
樋口 清		農政部会	長(西部)
清水 俊治		農政部会	【議会】

真田地区審の課題

- 菅平高原では規模拡大意欲のある高原野菜農家への農地造成
- 菅平高原以外の遊休農地に菅平高原からの出作を誘導し、ほ場整備田の遊休化を解消



氏名	役職	担当部会	担当地区
池内 文男		農政部会	上本入・下本入
大平 将人		振興部会	上武石・小沢根・余里
小林 功	地区審会長	農地部会	下武石・鳥屋・沖
児玉 将男		農地部会	【議会】

武石地区審の課題

- 近年深刻な問題となっている獣害対策
- 農業経営の安定・地域農業の活性化

遊休荒廃農地 調査結果 平成 18 年度から平成 20 年度 実施

(単位：筆数…筆、面積…ha)

	地区審名	上田	上田東	川西	塩田	丸子	丸子北	真田	武石	合計
田	筆数	32	201	122	158	96	74	218	83	984
	面積	3.2	21.8	10.0	10.3	6.9	6.4	17.7	6.3	82.6
畠	筆数	139	555	809	596	161	448	557	263	3,528
	面積	7.6	39.7	46.6	40.6	10.3	35.0	41.4	26.9	248.1
小計	筆数	171	756	931	754	257	522	775	346	4,512
	面積	10.8	61.5	56.6	50.9	17.2	41.4	59.1	33.2	330.7
既に山林化した農地	筆数	77	111	1,160	960	1,264	409	1,636	343	5,960
	面積	3.4	6.2	59.4	49.7	72.4	23.6	109.6	16.7	341.0
合計	筆数	248	867	2,091	1,714	1,521	931	2,411	689	10,472
	面積	14.2	67.7	116.0	100.6	89.6	65.0	168.7	49.9	671.7

農業委員会では、農業委員が担当地域の農地を一筆ごと調査しました。

平成 18 年度…田の調査 平成 19 年度…畠の調査 平成 20 年度…既に山林化した農地の調査

上田市全域の農地は、7,024 ヘクタールありますが、4.7 パーセントが遊休化しています。

【内訳】

田 (3,317 ヘクタール) の 2.5 パーセントが遊休化しています。

畠 (3,706 ヘクタール) の 6.7 パーセントが遊休化しています。

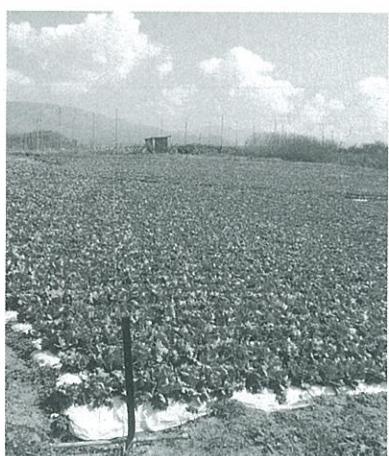
【今後の遊休荒廃農地の解消計画について】

農業委員会では、この調査結果を基に地域の皆さん、関係機関と協力・連携して遊休荒廃農地の解消を強力に図っていきます。

これまで地区の活性化組合などが荒廃農地の再生に取り組んできた。その基点となつたのが上田市農業支援センターの設立である。平成九年に行政、JA 及び地域の農業者が中心となって、今後の農業の課題を解決し、未来永劫上田市の農業を継続するため、さまざまな施策を計画し実行していく組織として設立された。その中に計画の実践組織として当時の JA の支所単位に地域の農業者で組織する活性化組合が置かれた。そのひとつ、豊里活性化組合が平成十一年から荒廃農地の再生化に乗り出し、その後も幾つかのグループが取り組んでいる。しかし、その活動があつても現在の荒廃化の進行を食い止めるのが難しくなっている。その原因は幾つか考えられるが、大きな要因は再生作業に経費が掛かりすぎるここと、再生してもその後の利用がなかなか決まらないことである。

そこでこの二つの大きな要因を解決するために上田市農業支援センターは今年度から国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を利用して実証ほ場を設置し、試験的に再生から後の利用までを実施することとした。実践ほ場の面積は約二・五ヘクタールで後の利用はレタス及びりんごを予定している。荒廃農地の中には当時整備したぶどう棚があり、そのままで荒鳥獣被害などが相まっておよそ三十二ヘクタールある農地の中に遊休荒廃農地が目立つようになってきた。平成十八年から十九年にかけて農業委員会が行つた遊休荒廃農地の調査によるとおよそ五ヘクタール弱が荒廃化している事がわかり問題が顕在化した。

これまで地区の活性化組合などが荒廃農地の再生に取り組んできた。その基点となつたのが上田市農業支援センターの設立である。平成九年に行政、JA 及び地域の農業者が中心となって、今後の農業の課題を解決し、未来永劫上田市の農業を継続するため、さまざまな施策を計画し実行していく組織として設立された。その中に計画の実践組織として当時の JA の支所単位に地域の農業者で組織する活性化組合が置かれた。そのひとつ、豊里活性化組合が平成十一年から荒廃農地の再生化に乗り出し、その後も幾つかのグループが取り組んでいる。しかし、その活動があつても現在の荒廃化の進行を食い止めるのが難しくなっている。その原因は幾つか考えられるが、再生作業に経費が掛かりすぎるここと、再生してもその後の利用がなかなか決まらないことである。



農業委員 箱山 敏明

待つたなしの 遊休荒廃農地対策と 有害獣対策

去る十月二十三日、丸子・丸子北地区審議会農業委員合同の農地パトロールが行われた。丸子管内九か所をピックアップし実施しました。産業廃棄物が不法投棄された農地、（地主不在のため）耕作放棄された農地、集団化してしまった荒廃農地、荒廃が懸念される優良農地、日照権問題等々今後の対応如何にかかります。荒廃農地対策として、オーナー制の千本桜とひまわり栽培による景観地としての位置づけ、有害獣対策のワイヤーメッシュの布設、加工ぶどうの集団栽培等大きなヒントを与えられた場所もありました。

農業委員会では、毎年、市長宛に農業者、農業に関する事項について建議書を提出しています。この中でも数年来に亘り継続し年々一部分での解消はあるものの拡大しつつあるのが現状です。原因是多岐にわたると思います。耕作者及び耕作受託者の高齢化、後継者不足、高額な農業機械、昨年からの農業資材の極端な高騰。

これに対し、米価から始まる農畜産物価格の低迷、WTOドーサ・ラウンードの影響によるマム・アクセス米輸入問題、なだれこむ輸入農畜産物。

安価であればよいのか？ 地域のみの問題ではなく、我が国全体の課題と思います。

上田地域は、全国一の小雨乾燥地帯であり、標高四百メートルから千メートルの地の利を生かし、熱帯地以外の農産物なら何でも生産可能な恵まれた地域です。更に勤勉な先輩諸民が構築した技術、先取りの気英に富む現役農業者。次は「いでよ力強き後継者」との思いでいっぱいです。

食の安全、安心が言われる中、更に新鮮と安価（おてごろ価格）を加えた農産物直売所の隆盛も今後の農業の一方向を示すものと考えます。

国際的な食料事情が不安定化する中、

政府は、我が国の食料供給力を強化するため、「食料・農業・農村基本計画」を見直し、来年三月を目途に、新たな「基本計画」を策定予定。また、その基礎的な資源である農地等を確保し、効率的な利用を図る「農地法等の一部改正する法律案」が可決した。

これ等の情勢を踏まえ、農業委員会系組織は十一月六日、県大会を開催し扱い手への農地集積、遊休農地対策等の更なる取り組みの推進、農業者が将来にわたって夢と希望の持てる農業、農村の確立を図る事を決議しました。

共に頑張りましょう。

「米粉」は 地産地消運動のチャンス！

最近、いろいろな方が興味を持たれているものの一つに【米粉】があります。米粉文化は奈良時代に伝わり現代に至りますが、なぜ、今こんなに関心が高まつたのでしょうか？

その理由はいくつもありますが、まずひとつ目の背景として、食生活が変化し、米の消費量が年々減り続けたことがあります。「米消費拡大運動」の取り組みにも関わらず、国民一人当たりの一ヶ月の消費量は、五十年前と比べて半分ほどになってしまい、一年間に六十キロを下回っています。

また、お米の消費量低下と平行して、日本の食料自給率も低下してきました。このよう中、記憶にも新しい、食品偽装による食の安全・安心が揺らぎ、バイオ燃料の生産拡大や需要増加など

で、世界的に穀物価格が高騰したこと

で、大半を輸入に頼る小麦等ではなく、

国内で白パン自給可能な米が注目を浴びるようになったことがあります。

そして、従来の米粉をより微細にし、小麦粉と同じように使えるまでの技術が出来上がりました。特に、米粉をパンに利用するに至っては、ここ数年で

を導入する学校は、四、五年ほど前の約四倍に増え、米粉の総利用量は六千トンを超えるました。

粒食としての米飯がなかなか拡大してこない今、粉食としての新しい利用方法が開発されたこと、そして消費者も含めて「米粉」が一層注目されていることは、米の消費拡大では大きなチャンスです！今まで小麦粉で作っていたものに米粉を利用することで、モチモチした食感になり、油の吸油率が低くヘルシーに仕上げられる等、米粉は様々なところで活躍できるのです。「小麦粉で出来るのになんでわざわざ米なの？」と、言われる方もありますが、地域で作られた米を主食以外に使えることは、地産地消の推進、生産者の活力、食育への貢献といった意味合いをもち、実はとても重要なことです。そして、米粉は国産でなければ意味がありません。

食の安全・安心や地域伝統食への関心も高まりをみせている昨今、自給率の高い地域のお米を使った米粉を様々な料理に活用してみませんか？小麦粉を基準に考えず、米の特徴を活かした料理を創造してみてください！きっと新しい発見にワクワクしていくことでしょう！

JJA信州うえだ

武石地域の獣害対策

どこの地域でもそれぞれ電気柵や防護柵を設置したり、獣害にあいにくい作物（エコマなど）を栽培するなど野生鳥獣との戦いが続いている。

武石地域は二ホンジカによる被害が深刻です。シカは牧草、豆、そば、野菜類、ニンニクだって食べてします。何を作つても食べられてしまい耕作意欲も無くなり、結果農地の荒廃化にも繋がってしまいます。

武石地域では自治会単位で一体となつて獣害対策への本格的な取組みをしています。県の補助金と市負担により地元へ獣害対策資材の原材料を支給してもらう事業を活用しています。地元では地権者及び耕作者などの取りまとめと同意、防護柵の加工と設置及び維持管理を行います。

平成十九年度は武石地域のモデル事業と位置づけで三自治会が合同で獣害対策組合を組織し、

上武石地区に防護柵を延長約一・五キロメートル設置しました。防護柵の設置に先行して、林務事業の補助金を活用し緩衝帯の整備を行いました。

初めての作業で組織立てから設置まで大変な苦労もあったようですが設置した所の効果はあると皆さん喜んでいます。

平成二十年度は上本入の大布施地区でも同じ事業を活用して、緩衝帯整備と電気柵約二キロメートルを設置しました。電気柵は防護柵に比べ設置作業が楽であるということ。漏電させないためには電気柵周辺の草管理が大変であります。しかし、頻繁に除草作業を行うことによって地域美化にもなるということから電気柵を選んだようです。



このように武石地域でも個人での対策と並行し、地区でまとまつた所は一体となつて獣害対策を行っていますが、様々な事情でまとめることが困難な地区もあります。

この他、駆除対策協議会、獣友会の皆さんによる捕獲も献身的に行っていただいておりますがなかなか農作物等への被害は無くなるというわけにはいきません。山間地の農業は作物を作るのに、一手間も二手間も余計にかかっている現実も多くの方々に理解してほしいと思います。

この年は県補助の追加要望ができましたので、下本入地区と権現地区の二地区にも電気柵をそれぞれ延長一・五キロメートル設置しました。この二地区は緩衝帯整備の補助金は活用できま

せんでしたが、設置前の作業として緩衝帯整備と同様に刈り払いを行い設置しました。

対策を講じた地区は効果があつたと喜んでいますが、設置していない所からシカやイノシシなどが侵入してくる。動物も食べる物を求めて必死なんだよな…。という声もあります。

また武石地域には畜産農家も多く牧草地も多いため牧草の被害も深刻です。畜産農家有志で構成する草地組合でも今年度約十ヘクタールの牧草地周辺にリサイクル品の漁網を設置する試みも行っています。この牧草地は

昨年殆ど全滅状態でしたが漁網の効果は大とのことです。

このように武石地域でも個人での対策と並行し、地区でまとまつた所は一体となつて獣害対策を行っていますが、

この年は県補助の追加要望ができましたので、下本入地区と権現地区の二地区にも電気柵をそれぞれ延長一・五キロメートル設置しました。この二地区は緩衝帯整備の補助金は活用できま



あとがき

大型台風十八号が長野県に上陸、上田地方をいつの間にか通過、胸をなでおろした日からの編集会議であった。政治の転換となつた選挙も終わり、先の見えない農業が続く中、農地は荒廃、農業者人口は高齢化所得も先細りの今日、皆で知恵を出し合い農業振興を推進したいものであります。

農業委員会だよりも合併後四号目を発行することになりました。地域の農地、農業の相談役としての委員の紹介もさせて頂きました。気輕に声をお掛けください。

〔編集委員〕

代表 邑田 庄治
副代表 桜井 昭雄
委員 中村 節子・中曾根敬子
小林 軍治・前島 五男

大平 将人
依田紀久枝・鷹野 忠司

〔編集委員〕	邑田 庄治	桜井 昭雄	中村 節子・中曾根敬子	小林 軍治・前島 五男